

対応方針の共有を進めるとともに、感染症の発生・まん延時には、必要に応じて感染対策の専門家等を派遣します。

- 新興感染症に対応できる医療専門職の人材を育成します。
- 新興感染症に対し、県及び関係医療機関が連携し対応するためには、新規陽性者等の情報の速やかな共有が重要であり、そのための体制の構築を図ります。
- 新興感染症に関して、できる限り早期にかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診できる体制整備や、地域医療連携の強化を図ります。
- 各二次保健医療圏において、保健所を中心に、市町村・医療機関（地区医師会を含む）等が定期的に感染状況等の情報交換を行い、新興感染症の発生・まん延時には協働して感染対応を実施します。

目 標 値							
項 目	現 状 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
協定締結医療機関（入院）の確保病床数（新興感染症発生・まん延時に対応する確保病床数）	—	【流行初期 <sup>※1</sup> 】 : 150 床 【流行初期以降 <sup>※2</sup> 】 : 294 床					
協定締結医療機関（発熱外来）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する発熱外来数）	—	【流行初期 <sup>※1</sup> 】 : 200 機関 【流行初期以降 <sup>※2</sup> 】 : 457 機関					
協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設等での療養者等への医療の提供）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する自宅療養者等へ医療を提供する医療機関数）	—	580 機関					
うち医療機関・診療所	—	219 機関					
うち薬局	—	350 機関					
うち訪問看護事業所	—	11 機関					
協定締結医療機関（後方支援）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する後方支援医療機関数）	—	17 機関					
協定締結医療機関（医療人材）の確保人数（新興感染症発生・まん延時に対応する医療人材の確保数）	—	52 人					
うち医師数	—	6 人					
うち看護師数	—	46 人					

[県健康福祉企画課調べ]

※1 新興感染症の発生公表後3か月程度

※2 新興感染症の発生公表後3か月から6か月程度